

令和8年（行コ）第119号

自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求控訴事件

控訴人 梶谷風音ほか4名

被控訴人 国

証 拠 説 明 書
(甲 101～142)

令和8（2026）年5月7日

東京高等裁判所第16民事部ロA係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 亀 石 倫 子

ほか6名

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

甲号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 101	「旧優生保護法違憲判決」 (ジュリスト 1610 号に掲載)	写 し	2025. 5. 20	稲葉実香	学説も子をもうけるか否 かの意思決定の自由を承 認していること
甲 102	憲法 人権編[初版] (抜粋)70～72 頁	写 し	2026. 3. 15	柴田憲司ほか	「人格的生存に関わる」も のか否かにかかわらず、 「私生活上の自由」につい ても憲法 13 条の保護範囲 に含まれること
甲 103	クーリエ・ジャポン HP を印刷した 書面(「“産まない自由”を 守るために「永久的な避妊」 を選ぶ若い女性が米国で増 加」と題するページ)	写 し	2026. 1. 1	クーリエ・ジャポン	アメリカにおいては、妊娠を確 実に回避する手段として不 妊手術が選択される動きが 指摘されていること
甲 104	国際人権法と憲法—多文化 共生時代の人権論 (抜粋)32～54 頁	写 し	2023. 4. 15	近藤敦	憲法 13 条は、条約に適合 的に解釈されなければなら ないこと

甲 105	国民優生法概説 (抜粋)14～17 頁	写 し	S15. 5	厚生省予防局	本件各規定の前身である 優生手術の手續が家制度 を尊重して定められたも のであること及び不妊手 術の原則禁止の目的が、 「健全な者」を殖やし、「人 口の減少を阻止」し、「国 民素質の維持向上」を図 る点にあったこと
甲 106	断種の理論と国民優生法の 解説[初版] (抜粋)74～112 頁	写 し	S15. 8. 15	池見猛	本件各規定の配偶者同意 要件が家制度に立脚した ものであること
甲 107	憲法(第 3 版) (抜粋)461～468 頁	写 し	2017. 4. 30	渋谷秀樹	本件各規定が 24 条 2 項に 規定された『家族に關す るその他の事項』の問題 に該当すること
甲 108	論文「「中絶の権利」論にお ける「平等」アプローチの意義と 課題(早稲田法学会誌第 75 巻 1 号に記載)	写 し	2024. 12. 4	春藤優	「家族を作らない自由」も 憲法 24 条 2 項の「家族に 關する事項」に含まれる こと
甲 109	衆議院議事速記録第 25 号 (官報号外昭和 15 年 3 月 13 日掲載)	写 し	S15. 3. 13	内閣府	不妊手術の原則禁止の目 的が、「健全な者」を殖や し、「人口の減少を阻止」 し、「国民素質の維持向 上」を図る点にあったこ と
甲 110	結婚新体制 (抜粋)172～173 頁	写 し	S17. 1. 15	石田博英ほか	同上
甲 111	国民優生法案委員会議録第 二回	写 し	S15. 3. 14	国民優生法案 委員会	本件各規定の配偶者同意 要件が家制度に立脚した ものであること
甲 112	厚生委員会議録 第 17 号	写 し	S23. 6. 27	厚生委員会	母体保護法の目的である 「母性の健康を保護する」 ための主眼は、人工妊娠 中絶要件の緩和にある

甲 113	優生保護法[改訂版] (抜粋)41～42 頁	写 し	S27.9.5	谷口彌三郎	任意の不妊手術に関する規定は「健全なる素質を有する者の増加を図」という目的を有すること
甲 114	優生保護法 基礎理論と解説 (抜粋)25 頁	写 し	S59.10.1	末広敏昭	同上
甲 115	「旧優生保護法違憲最高裁大法廷判決の解説」(ジュリスト No.1605 に掲載)	写 し	2024.12.25	鷹野旭	本件各規定は個人を犠牲にしようとする全体主義的な発想に基づくものであって、個人の尊重の原理とは相容れない考え方に立脚したものであること
甲 116	政府統計の総合窓口(e-Stat)の HP を印刷した書面(「妊産婦死亡の死因別にみた年次別死亡数及び死亡率(出産 10 万対)」と題するページ)	写 し	打出日 2026.5.6	総務省統計局	現在の不妊手術のリスクは妊娠・出産のリスクよりも低いこと
甲 117	妊産婦の診療の現状と課題	写 し	2019.3.15	中井章人	同上
甲 118	MSD マニュアル [®] プロフェッショナル版ホームページを印刷した書面(「妊娠中の血栓塞栓性疾患」と題するページ)	写 し	2024.7	Jessian L. Munoz ほか	同上
甲 119	「憲法学のポリフォニー」最も physical で、最も primitive な権利—カダ・モデルに基づく生命と身体に対する憲法的保障の再構築	写 し	2026	木下昌彦	本件各規定は、妊娠・出産に伴う危険への曝露を事実上強いる点において、国家による侵襲に当たること
甲 120	性別不合に関する診断と治療のガイドライン(第 5 版)	写 し	2025.11.19	日本精神神経学会 性別不合に関する委員会 日本 GI(性別不	性別不合に関する治療においては性別適合手術や乳房切除術など、不可逆的な身体的変化を伴う手術が、治療として位置付

				合)学会	けられ、正当な医療行為として容認されていること
甲 121	憲法 2 基本権クラシック[第四版] (抜粋)101～114 頁	写し	2011.9.29	阪本昌成	仮に、不妊手術を受ける権利ないし自由が人格的生存に関わる重要な権利そのものには当たらないとしても、私生活上の自由ないし一般的行動の自由として憲法 13 条の保護を受け、正当な理由なく制限することは許されないこと
甲 122	憲法理論Ⅱ[初版] (抜粋)233～241 頁	写し	1993.12.20	阪本昌成	同上
甲 123	憲法[新版] (抜粋)173～177 頁	写し	H10.7.1	戸波江二	同上
甲 124	憲法[第 8 版] (抜粋)147～149 頁	写し	2022.2.25	長谷部恭男	同上
甲 125	「憲法上の権利」の作法[新版] (抜粋)93～97 頁	写し	2011.9.30	小山剛	同上
甲 126	「10 基本的人権の『保護領域』」(論点研究 憲法[第 2 版]に掲載)	写し	2013.6.15	松本和彦	同上
甲 127	論文「日本国憲法と『自己決定権』—その根拠と性質をめぐって」(法学教室No.98に掲載)	写し	1988.11	佐藤幸治	人格的利益説の立場から人格的自律にとって重要とまではいえない権利や自由であっても、一部の人の人について制限・剥奪するには十分に実質的な合理的理由がなければならないこと
甲 128	憲法[第 8 版] (抜粋)124 頁	写し	2023.9.17	芦部信喜	同上

甲 129	憲法[第 8 版] (抜粋)170 頁	写 し	2025. 2. 25	長谷部恭男	憲法 14 条 1 項の「法の下 の平等」は、法適用の平等 をも意味するものである こと
甲 130	基本憲法 I - 基本的人権 (抜粋)76 頁	写 し	2017. 2. 25	木下智史ほか	同上
甲 131	MS クリニック HP を印刷した書面 (「ハイフカット手術とは」と題 するページ)	写 し	打出日 2026. 5. 2	MS クリニック	男性の不妊手術について は、多くの医療機関にお いて、母体保護法 3 条 1 項 各号所定の要件を充足す ることを要求していない こと
甲 132	LEX/DB インターネット TKC 法律情 報データベースでの検索結果を 印刷した書面	写 し	打出日 2026. 4. 24	控訴人ら代理 人弁護士太田 こもも	男性に対する不妊手術は 数多く行われているにも かかわらず判例データベ ースで、「母体保護法」を含 む刑事事件を検索すると 無関係の事案がわずかに 1 件ヒットするのみであ り、「優生保護法」で同様 の検索をすると 19 件が ヒットするが、男性に対 する不妊手術が取り扱わ れた事案はいわゆるブル ボーイ事件(東京高判昭 和 45 年 11 月 11 日判タ 259 号 202 頁)のみであ ること(男性の不妊手術 については本件各規定に よる規制が実質的に機 能していないという法 適用の実態があること)。
甲 133	日本生殖医学会 HP(「生殖 補助医療にはどんな種類 があり、どこに行くと受 けられますか?」と題する ページ)	写 し	打出日 2026. 5. 2	一財)日本生殖 医学会	生殖補助医療について は、生殖機能に対する、 侵襲性を伴う医療的介入 であるにもかかわらず法 令により一般的に禁止さ れ

					るなどの規制は設けられていないこと
甲 134	杉山産婦人科 HP を印刷した書面(「採卵」と題するページ)	写し	打出日 2026. 5. 2	杉山産婦人科	同上
甲 135	日本生殖医学会 HP を印刷した書面(「男性不妊の場合の治療はどのようなのですか?」と題するページ)	写し	打出日 2026. 5. 2	一財) 日本生殖医学会	同上
甲 136	日本産婦人科医会 HP を印刷した書面(「生殖補助医療(ART)」と題するページ)	写し	打出日 2026. 5. 2	公財) 日本産婦人科医会	生殖補助医療については、生殖機能に対する、侵襲性を伴う医療的介入であるにもかかわらず法令により一般的に禁止されるなどの規制は設けられていないこと
甲 137	「会告」(日産婦誌 75 巻 8 号に掲載)	写し	2023. 8	同上	同上
甲 138	Medical Note HP を印刷した書面(「異所性妊娠」と題するページ)	写し	打出日 2026. 5. 2	(株)メディカルノート	生殖補助医療には合併症等のリスクが伴うこと
甲 139	東京 Art クリニック作成の TESE および MD-TESE に関する説明書及び同意書	写し	打出日 2026. 5. 2	東京 Art クリニック	同上
甲 140	刑法総論[第 3 版] (抜粋)112～113 頁	写し	H28. 3. 10	山口厚	本人の同意の下で医師が相当な方法で行う医療行為は正当業務行為に当たり違法性が阻却されること
甲 141	論文「美容整形」(判例タイムズ No. 686 に掲載)	写し	1989. 3. 20	吉野孝義	美容整形手術のように、必ずしも疾病の治療を目的としない、身体への侵襲を伴う医療的措置についても、本人の同意の下で医師により相当な方法で行われる限り、違法性

					のない医療行為として許容されていること
甲 142	不妊治療の保険適用について	写し	R4.4.18	先進医療技術 審査部会	生殖補助医療も、直接には疾病の治療を目的とするものとはいえないが、医療保険部会においては「不妊治療を疾病における治療として位置づけることは十分理解できる」との意見が出されていること

以上